

## 「種苗法改定」の慎重審議を求める意見書

2020年1月20日より開催されている通常国会にて、種苗法改定法案が審議される。

種苗法とは1998年に公布された法律で、植物の新品種を開発し品種登録した者の権利を守ることを目的としており、「登録品種」の中から「自家増殖（採種）禁止指定品種」として82種（2016年まで）を指定、「自家増殖（採種）禁止指定品種」に関しては農家が自由に自家増殖（採種）できない制限を加えている。

「自家増殖（採種）禁止指定品種」は毎年追加され、農林水産省は2017年に289種、2019年には387種を指定、自由に自家増殖（採種）できる品種を着実に減らしてきた。

さらに、農林水産省は「農家による自家増殖（採種）を『原則容認から原則禁止』に180度転換する方針」を既に発表し、2019年から行われている「優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会」では種苗法現行制度の見直しを検討、「登録品種を農業者が種苗として増殖する場合は、自家増殖も含め、育成者権者の許諾を得た通常利用権に基づく利用を原則とすべき」といった議論がなされた。

これらをもとに種苗法が改定された場合、「登録品種は自家増殖（採種）原則禁止」となり、違反すると10年以下の懲役、1000万円以下の罰金、さらに共謀罪の対象となる。

「自家増殖」とは株分けや伸びた茎・つる等から新しい苗をつくる栽培技術、「自家採種」とは栽培した植物から種を採り、その種をまいて新しい個体を育成する栽培技術である。これらは、イチゴや果樹・野菜・きのこ・米・麦・豆・根菜類等多くの作物で広く行われ、町田市内の農家でも行っているごく一般的な手法である。これらが禁止された場合、農家は作物をつくるたびに種苗会社から種子や苗を購入することとなり、市内農家の経済的負担が大きく増大することが考えられる。

このような種苗法の改定は公的機関による種子の保全、育成及び供給を困難にし、外国の民間企業支配と独占に道を開くことになりかねない。さらには農家の経済的負担を増大させ、農家による種苗の自家採種・増殖の権利を奪う可能性もあり、結果として営農意欲をそがれ、伝統的な日本の農業のさらなる衰退をもたらす恐れがあることを町田市議会は強く危惧するものである。

よって、町田市議会は、この「種苗法改定」について、慎重かつ十分な審議を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。